



鳩の森

HIKE行政書士法人
季刊 ニュースレター
第3号
2015年11月

「Cafe & Bar 鳩ノ森 — Hatonomori」というお店が、HIKEの近所、鳩の森八幡神社のすぐ近くにオープンしました。

このニュースレターのタイトルと同じということで、勝手に親近感を覚えて、ランチを食べに行ってみました。

以前は蕎麦屋さんがあって私たちもよくランチを食べに行っていたのですが、HIKEの皆に惜しまれつつ閉店。その場所に今年8月末「鳩ノ森」さんが開店しました。

白いスタイリッシュな外観、コンクリート倉庫風の店内で、とってもおしゃれなCafe & Barです。

ランチのカレープレートは、カレー+ラッサムスープ（トマトが入ったスパイシーなスープ）+ライス+スパイス料理。

カレーは【バターチキン、ベジタブル、本日のカレー】の3種中から好きなカレーを1種か2種か3種選びます。

私はバターチキンと本日のカレーの2種を選択。本日のカレーは、「サイアムラムキーマ（タイのラム肉のキーマカレー）」でした。

スパイシーでおしゃれな大人のカレープレート。とってもおいしかったです。たびたびランチで利用させていただきます。

ランチは、ほかにサラダプレートとサンドイッチプレートがあります。

そしてバーカウンター内に並んでいたお酒も種類がかなり充実していたようでした。夜のバーもいずれお邪魔したいと思っています。 熊谷 竜太



マイナンバー おさえておきたい3つのポイント

木下 謙一

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されます。

制度の開始にあたり、平成27年10月より随時個人に通知カードが送付され、その後の申請により個人番号カードが平成28年1月より交付されます。このマイナンバーは個人利用と併せて、事業者（法人、個人事業）における各種届出・申告の際に従業員のマイナンバーを記載することが義務付けられております。



事業者が従業員のマイナンバーを届出の際に記載する書類

平成28年1月より 税務申告関係書類（確定申告書、支払調書、源泉徴収票等）

平成29年1月より 健康保険・厚生年金の資格取得等届出書類

そこで、マイナンバー制度が開始される前に、事業者が今年中に検討・対策を講じておくことが望ましい3つのポイントをまとめてみました。

その1. 従業員のマイナンバーの取得

まず、事業者は従業者のマイナンバーを知っておかねばなりません。

事業者は従業員に対し、目的（上記の税務申告や保険関係の届出に利用すること）を明確に提示の上、マイナンバーを教えてもらう必要があります。また、マイナンバーを教えてもらう際には、本人のものかどうかの確認を厳格に行いましょう。ちなみに、個人番号カードの交付前（平成28年1月以前）でも、平成27年10月から発送される通知カードにもマイナンバーは書いてありますので、今年中に従業員のマイナンバーを知ることはできます。



その2. マイナンバーの利用・提供先の認識

現時点（平成27年10月時点）で、マイナンバーを届出の際に記載するよう義務付けられているものは、社会保障に関する届出、税務に関する届出、災害対策に関する事項になります。これら以外の事項で外部からマイナンバーの届出・申告を求められた際はご注意ください。利用・提供先を認識することで詐欺やトラブルを未然に防ぐことがあります。

その3. 安全管理措置に基づく保管・廃棄

保管しているマイナンバーを漏えいや紛失しない為に安全に管理できる体制を整備しましょう。取扱部署のみでしか利用できない組織作り（部署の責任者や担当者しか取り扱えないようにすること）や、データ管理しているものにはパスワードを、書面でファイリングしてあるものには書棚に鍵を掛けて保管することが望ましいです。又、従業員が退職した等の理由で事務手続きの際に必要なくなったマイナンバーや、保管期間を経過したマイナンバーは速やかに廃棄・削除しなければなりません。



九州で一番高い山のてっぺんで何も見えなかった話



石橋 俊之

9月の上旬に遅めの夏休みをいただき、屋久島に行ってきました。屋久島といえば縄文杉なのですが、実は九州で一番高い山もあるのです。名前は宮之浦岳。年に2回位はテントを担いで山に登っている私としては、「これは登ってみたい」と思い、調べてみると、宮之浦岳を登り、山小屋で一泊し、縄文杉を見て下山するというプランを一泊二日で組むことができることがわかりました。コースの長さに不安を感じたものの、一挙両得とばかりにチャレンジすることを決め、屋久島に向かったのでした。



飛行機を乗り継ぎ、屋久島に到着。ホテルで一泊した翌朝、タクシーで淀川登山口に向かいます。5時半頃に登山口に到着。真っ暗な中を登り始めます。途中、ヤクシカや猿に遭遇し、日本で最南端にある高層湿原の花之江河（はなのえごう）を通過し、12時半頃、やっと宮之浦岳山頂に到着。が、しかし、ガスがかかってしまい何も見えません。晴れていれば、東シナ海とか種子島とか硫黄島とか口永良部島とか見えるはずなのに・・・、あたり一面見渡す限り白いガスでした。

そこからさらに天気は悪化し、激しい雨に。土砂降りの中さらに4時間ほど歩き、宿泊場所となる新高塚小屋という山小屋に到着。結局初日は11時間半も歩くことになりました。軽い食事を済ませ、就寝。翌日も雨。足は筋肉痛でガクガク。縄文杉は無事に見ることができましたが、2日目も目的地の荒川登山口まで8時間ほど歩くというかなりハードな一泊二日になりました。

帰りの飛行機では、ボーっとしながら「努力って報われないこともあるよな」と思い、「でも、努力してみないと報われるか報われないか」と気持ちを新たにしたのでした。



「鳩の森」のご感想をいただきました！

一般社団法人 銀座カウンセリングルーム様 (<http://ginza-counseling.com>) より感想をお寄せいただきました。

【ご感想】

～代表 清水 空様～

ニュースレターが届きました。前回のドーナツ特集に続き、今号の内容も楽しく読ませて頂いております。
(私も酸っぱいものはあまり得意ではありません。)

～心理カウンセラー 矢野えり様～

8月号を読ませていただきました。

「経営者と組織」の欄につきまして

弊社の銀座カウンセリングルームにつきましても軌道に乗り始め、今後は今よりもスタッフが増えていく方向で進んでいます。垣根はないようで、実はあります。

経営者であり、カウンセラーであり、代表の清水のことは尊敬もしています。

カウンセラーという職業は理解してくれる方とそうではない方がいます。

必要としてくださる方がいるのですからそこに目を向けて、日々の生活においても、カウンセラーマインドであり続けていきたいです。

代表の清水からは、労いの言葉を笑顔でかけていただいています。日頃の何気ないことでも言葉にすることで、誤解も解け、仕事もしやすい環境です。組織内での人間関係の良好が、カウンセリングの依頼へと繋がっていくのではないか。と感じています。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

【HIKE 熊谷より】

代表の清水様、楽しんでお読みいただけて嬉しいです。お仕事お忙しい中でも息抜きになれば良いなという気持ちで、自分たちも楽しんで書いています。

カウンセラーの矢野様、カウンセラーならではのご感想ありがとうございます。

良い人間関係が、仕事環境やお仕事そのものにも良い影響を与えてくれますよね。



■書評 銀行員が納得する経営改善計画書～金融円滑化法終了後の中小企業の生き残り戦略～
古尾谷未央 著



経営改善や経営革新のために中小企業をサポートする認定支援機関となるため、中小企業大学校に通い、130時間もの研修を受け、先日、なんとか試験を突破することができました。その時に自習用に購入したのが本書です。経営再建に向けて企業がどのように取り組んでいけば金融機関を納得させることができるかが書かれています。「経営再建なんて、うちは関係ない」という社長さんも多いとは思いますが、金融機関からの融資を考えると興味があるという人もいるのではないかでしょうか？本書には金融機関がどのような考え方で融資をしているのかが書かれていますので、そういう意味では金融機関との取引を円滑にしていきたいとお考えの社長にとっても優れた入門書になっていると思います。文庫サイズで読みやすいのも特徴です。

石橋 俊之

編集後記

「鳩の森」第3号お読みいただき、ありがとうございます。

今回は、スタート目前のマイナンバー制度について特集してみました。制度がはじまることは知っていても、具体的にどのような対応が必要かわからない方も多いのではないでしょうか。まず対応すべき3つのポイントをぜひ抑えていただければと思います。

そして、好評をいただいている食べ比べ企画はちょっとお休みさせていただき（また復活するかもしれません！）、今号は石橋の夏休み旅行のお話です。行ったつもりで楽しんでお読みいただければ、、、あ、でもハードな登山の話でしたね・・・。

また、「鳩の森」のご感想も続々いただいています。ありがとうございます。

感想の中出てくる記事について気になる方は、HIKEホームページから
バックナンバーをご覧いただくことができます。

バックナンバーのページ：<http://g-hike.com/291>

今年も残り2ヶ月弱となってしまいました。

「鳩の森」も今号が今年最終号となり、次号は来年お正月にお送りする予定です。

まだ早いですが、良いお年をお迎えください。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。（早すぎ！）

熊谷 竜太



Hike

行政書士法人

発行：HIKE行政書士法人

担当：石橋・熊谷・木下

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-4-4A

電話：03-6423-7158 営業時間：平日 10時～19時

建設業・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請

会社・NPO・社団法人設立手続き

※「鳩の森」バックナンバーは、HIKEのホームページ（<http://g-hike.com/291>）から
ご覧いただけます。